

エネルギー市場及び中京石油市場の受渡しに関する取扱要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(受渡場所)            第2条 業務規程第62条第1号に規定する受渡場所は、次の各号に掲げるとおりとする。            (1) (略)            (2) 貯蔵所                イ・ロ (略)                (削る)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、令和8年6月15日から施行する。</p>	<p>(受渡場所)            第2条 業務規程第62条第1号に規定する受渡場所は、次の各号に掲げるとおりとする。            (1) (略)            (2) 貯蔵所                イ・ロ (略)                ハ <u>セントラル・タンクターミナル株式会社 横浜事業所 (ガソリン及び灯油)</u></p> <p>2 (略)</p>